

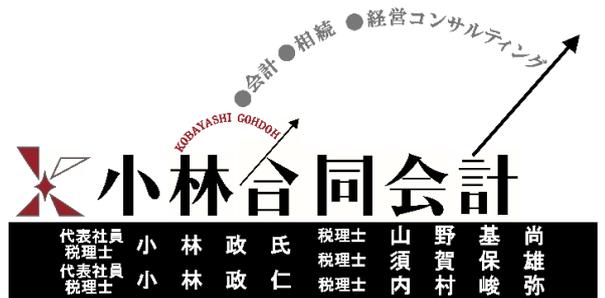
発行責任者 / 小林 政 氏

発 行 日 / 2019年6月1日

# 邁進



社報タイトル「邁進」は社内で  
掲げる2019年の標語です。



代表社員 小林 政 氏 税理士 山 野 基 尚  
税理士 小林 政 仁 税理士 須 賀 保 雄  
代表社員 小林 政 仁 税理士 内 村 峻 弥  
税理士

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号  
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602  
URL: <http://www.e-cg.co.jp>

## 7月の税務

- 7月10日
  1. 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)
- 7月16日
  2. 所得税の予定納税額の減額申請
- 7月31日
  3. 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
  4. 5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
  5. 2月, 5月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
  6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
  7. 11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
  8. 消費税の年税額が400万円超の2月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
  9. 消費税の年税額が4,800万円越の4月, 5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>